

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため 行っていただきたい取組

＜理美容業＞ (理容室、美容室 等)

**事業活動を行うにあたり、以下の取組及び
各業界団体が策定するガイドラインの遵守をお願いします**

- ・ 感染防止対策宣誓書を施設の見やすい場所・複数箇所に掲示

1. 社会的距離の確保対策 (2メートル以上 (最低1メートル))

- ・ 対面する場所やテーブルにアクリル板やビニールカーテン等を空気の流れを阻害しないように設置
- ・ 配席の工夫 (席を1つ空ける、互い違いに座る、対面せず片側に座る) 又は各テーブルにアクリル板又はビニールカーテン等を空気の流れを阻害しないように設置して接触を回避
- ・ 混雑時における入場制限 (整理券配布等)
- ・ 予約を調整するなどして、顧客の滞留を回避
- ・ 施設への入場前、施設利用中において、人と人との距離を確保するよう表示・周知

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- ・ 従業員の手洗い・手指消毒の徹底及び体調・健康管理
- ・ 顧客1人の作業後や会計後等に小まめな手指消毒
- ・ 来客等の入場時体調チェック
- ・ 来客等に対して手洗い・手指消毒を周知
- ・ 施術中は最小限の会話
- ・ 必要に応じて手袋、フェイスガード、ゴーグル等の着用

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- ・ 消毒・清掃の徹底 (ドアノブ、座席、テーブル、トイレ、利用設備・機材等の共有物)
- ・ 定期的な換気
- ・ キャッシュレスの推進
- ・ 皮膚に接する器具の都度消毒